

公示番号：180205

国名：マダガスカル

担当部署：農村開発部 農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：食と栄養改善プロジェクト詳細計画策定調査（栄養改善）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：栄養改善
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年8月中旬から2018年10月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.40M/M、現地 1.00M/M、合計 1.40M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	30日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月25日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>
をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年8月7日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務	栄養改善分野における各種調査
対象国／類似地域	マダガスカル／全途上国
語学の種類	英語（仏語ができればなお可）

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし（黄熱に感染する危険のある国の空港に 12 時間以上滞在した場合、黄熱予防接種証明書が要求される。）

6. 業務の背景

マダガスカルでは 5 歳未満児の Stunting（発育障害：主に慢性栄養不良による年齢に対する低身長）の比率が 49.2%と世界で 5 番目に高く¹、また、過去 20 年以上にわたってこの傾向は変わらず、栄養不良が深刻な課題となっている²。特に中央高地に位置するアンタナナリボ州に含まれる 3 県はマダガスカルの中でも Stunting の割合が高く、バキナカラチャ県（Vakinankaratra 県）で 65.2%、アモロニマニア県（Amoron'i Mania 県）で 64%、イタシ県（Itasy 県）で 62.3%となっている。栄養不良は人の健康状態だけでなく、それに伴う肉体、認知能力の低下による学習到達度や労働生産性の低下にも関連しているとされ、栄養不良による疾病に伴う医療費の増加などと合わせ、国の経済・社会開発にも影響を及ぼす問題とされている³。

栄養不良の直接的な原因は不適切な食事摂取と疾病であり、食料アクセス、母子へのケア、保健サービスと水衛生の不備がその背後の原因とされている⁴。マダガスカルでは 76%⁵以上の人々が極度の貧困状態とされているが、これが上述の原因の背景となっている。また、頻発するサイクロンや干ばつなどの自然災害が、特に 5 歳未満の子供や妊婦、授乳婦など脆弱なグループの栄養状態に深刻な影響を及ぼしている。

本プロジェクトは SUN（Scaling Up Nutrition）のフォーカルポイントでもある国家栄養局（National Nutrition Office: ONN）を実施機関として、ONN を中心とした複数の省や関係機関が参画する国家栄養委員会（National Nutrition Council: CNN）等を通じたマルチセクターでの栄養への取り組みを強化するとともに、慢性栄養不良が深刻なマダガスカルの中央高地のプロジェクト対象地域（バキナカラチャ、アモロニマニア、イタシの 3 県を想定）において、同国で JICA が実施、普及してきた生活改善活動の成果及びリソースを活用し、農業・食を通じた不適切な食事摂取の改善に加え、母子のケア及び保健、水・衛生に係る行動変容を促すことで栄養改善を目指すものである。

なお、現場レベルでの栄養改善活動を行うことが想定される ONN のコミュニティレベルの栄養普及員の数が限定的であることに加え、栄養改善はマルチセクターによる取り組みが重要であることから、中央・県レベルでの関係各省庁（保健省、農業・農村開発省、教育省、水・資源省等）との調整と連携、コミュニティレベルでの農業普及員、地域保健員、教員等の活用が重要である。

¹ The Global Nutrition Report 2016

² levels and trends in child mortality 2015

³ The Global Nutrition Report 2014

⁴ Conceptual framework for undernutrition (UNICEF 1990)

⁵ World Bank Open Data (2017 年)

マダガスカルは2016年8月にナイロビで行われたTICAD VIでJICAがNEPADをはじめとする国際機関とともに立ち上げた「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ (Initiative for Food and Nutrition Security in Africa: IFNA)」の重点国の一つとなっている。IFNAは、農業・食料の側面からの介入を重視し栄養改善を促進するものであり、本プロジェクトとの親和性は非常に高い。また、JICAが2017年4月よりIFNA重点各国で実施した「食と栄養に係る情報収集・確認調査」において、マダガスカルでは同年8月～9月にかけて現地調査を行い、食と栄養に係る基礎的な情報を収集・分析した。この基礎情報収集・確認調査の結果を踏まえ、現在マダガスカル政府が主体となりICSA⁶の策定が進んでいる。本プロジェクトはICSA策定の議論を踏まえて形成するものであることから、IFNAの推進にも大きく貢献するものである。さらに、2017年度課題別研修「農業を通じた栄養改善」では、マダガスカルにおいて現地補完研修を実施するなど、コミュニティレベルで優良事例が存在するほか、JICA人間開発部が同国において実施中の「住民参加による教育開発プロジェクト(みんなの学校プロジェクト)」においては自主給食モデルの確立が試行されるなど、本プロジェクトと既存の取り組みとの連携による相乗効果が期待される。

本詳細計画策定調査では、JICAが実施、普及してきた既存の生活改善活動の成果及びリソースを活用した食を通じた栄養改善の導入とともに、保健及び水衛生分野にまたがる栄養改善活動及び啓発等の実施可能性についても協議・検討することを通じ、本プロジェクトに係る実施体制、成果及び活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる協議議事録(M/M)締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2018年8月中旬～8月下旬)

- ①要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、マダガスカル側関係機関、関係者へのヒアリングに使用する質問票(案)の作成に協力する。なお、「食と栄養に係る情報収集・確認調査」の結果を踏まえ、調査内容に重複が生じないように留意して調査計画を検討する。
- ②プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations)案の担当分野関連部分を検討する。
- ③調査団打ち合わせ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間(2018年8月下旬～9月下旬)

- ①JICAマダガスカル事務所等との打合せに参加する。

⁶ IFNA Country Strategy for Actions : IFNAがサポートする国別の栄養改善のためのアクションプラン。各国で特定される栄養分野における重点課題、重点対象地域に対し、その改善に向けた方針、介入内容等が記される。IFNAの特徴である食を通じた栄養改善という観点から、重点地域で入手可能かつ栄養課題の改善に貢献する作物が選定される。

②マダガスカル側関係機関との協議及び現地調査に参加し、質問票を活用し必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。

③担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア) マダガスカルにおける栄養分野のドナー等による事業内容、事業実施体制、予算状況等

特に本プロジェクトの活動対象地域で実施されている他ドナー、NGO、民間企業による栄養分野の事業内容の収集と、本プロジェクトとの関係性の整理。そのうえで、他ドナー等の活動との重複に留意しつつ本プロジェクトで相乗効果を発揮できる具体的な活動/介入の内容について協議、検討する。

イ) 本プロジェクト対象地域の各県に配置されている栄養指導員の業務及び指導内容、実施の頻度、研修参加の機会、栄養に関する知識、能力等

コミュニティレベルの栄養普及員への指導に加え、保健、教育、農業等の関係省庁の指導員、地域保健員、教員、農業普及員等への指導実績の詳細を確認する。

ウ) 県及び郡レベルにおける、農業、保健、水・衛生、教育等、栄養に関わる可能性のある分野の技術指導員の人数、業務内容、巡回/訪問頻度および栄養に関する知識・能力等

具体的には次のとおり。

- ・ 農業/農村開発分野：食料安全保障の4要素（Availability, Accessibility, Stability, Utilization）の観点からそれぞれの要素についてどのような指導が行われているか確認する。併せて対象地域で栽培/生産可能な農産品について、種子の入手可能性も含め確認する。

- ・ 保健分野：特に母子へのケアの観点から、栄養改善に貢献しうる指導の有無とその内容について確認する。

- ・ 水・衛生分野：水や不衛生な環境に起因する下痢等の感染症の予防という観点から、栄養改善に貢献しうる指導の有無とその内容について確認する。

- ・ 教育分野：学校教育における栄養に関する指導の有無とその内容について確認する。

エ) コミュニティレベルにおける、栄養改善活動に関わる可能性のある地域保健員、教員、農業普及員等の人数、業務内容、巡回/訪問頻度および栄養に関する知識・能力等

本プロジェクトにおいて裨益者と直接対面するコミュニティーワーカー（無償ボランティアを含む）を特定するとともに、その活動内容に栄養指導や啓発を含むことが可能か検討する。

オ) 栄養状態のモニタリングの実態（モニタリングの実施主体、モニタリング項目、頻度、モニタリング結果の、国、県レベルでの集約状況）

カ) コミュニティの食料、保健、水・衛生状態。参考として比較的短時間で把握可能なものについて状況を確認する。具体的には下記のとおり。

- ・ 食料：典型的な食事内容、食料の保管場所、備蓄状況と入手可能な作物等

- ・ 保健：特に5歳未満児の定期的な身体測定への参加状況および身長計の

設置状況、駆虫薬（住血吸虫）、ビタミン A サプリメント、妊産婦の鉄剤摂取状況等

・水・衛生：使用している水源、トイレ及び手洗い施設の有無と使用状況等の WHO による国際基準との比較

④ JICA 関係者からの聞き取り（JICA 専門家、青年海外協力隊員、生活改善のローカルコンサルタント等）を行う。内容は下記のとおり。

・ JICA 専門家（コメ生産性向上・流域管理プロジェクトフェーズ）：本プロジェクトの実施体制の検討を目的に、国レベル～コミュニティレベルにおいて、JICA 専門家及びプロジェクトが関わる行政官、農業普及員の活動実態、栄養に関する活動追加の可能性、普及体制構築の際の留意点等を確認する。

・ 青年海外協力隊員：栄養改善にも積極的に取り組む「料理分科会（マダガスカルの有志の協力隊員からなる）」の成果である栄養指導教材及び栄養啓発ツールの活用を想定し、現地でどのような啓発活動が行われているかを確認する。併せて、コミュニティへのエントリーポイント、行動変容を促す際の留意点等も確認する

・ ローカルコンサルタント：JICA が実施、普及してきた既存の生活改善活動の成果及びリソースによる栄養改善活動実施のため、生活改善活動が栄養改善にもたらすインパクトを確認するとともに、コミュニティに介入する際の留意点等についても確認する。

⑤ 現地調査の結果を基に担当分野に係る PDM、PO 案（和文・英文）、R/D（Record of Discussions）案（英文）、M/M（Minutes of Meetings）案（英文）の作成に協力する。

⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA マダガスカル事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2018 年 10 月上旬～10 月中旬）

① 事業事前評価表（案）作成に協力する。

② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を、2018 年 10 月 15 日までに電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ヨハネスブルグ／アジスアベバ⇄ アンタナナリボ⇄ヨハネ

スブルグ／アジスアベバ⇔日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2018年8月25日～9月23日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者から約2週間遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 栄養改善 (本業務従事者)

エ) 評価分析/組織連携 (JICAが別途契約するコンサルタント)

③便宜供与内容

JICA マダガスカル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。一部本業務従事者によるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-3159) にて配布します。

・プロジェクト要請書

・マダガスカル生活改善調査報告書 (2017 年)

・Preparatory Survey for the Initiative for Food and Nutrition Security in Africa (IFNA) Country Report – Madagascar (2017)

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「マダガスカル国母子保健サービス改善プロジェクト終了時評価調査報告書」
(http://libopac.jica.go.jp/images/report/12018792_01.pdf)

本業務の参考となる以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・Madagascar - Improving Nutrition Outcomes Using the Multiphase

Programmatic Approach Project (English)
(<http://documents.worldbank.org/curated/en/304301518196287784/pdf/PAD2336-PUBLIC-IDA-R2017-0343-2.pdf>)

・ Plan National d'Action pour la Nutrition-III 2017-2021 (仏語)
(<https://www.unicef.org/madagascar/fr/PNANI-III-Grand-Rapport-10juillet-2017-WEB-version.pdf>)

②本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マダガスカル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上